

規制改革推進会議農林水産ワーキンググループ
提出資料

農 林 水 産 省
令和2年10月

【重点事項】

決定時期	項目	規制改革実施計画の内容	対応状況
令和元年	海面を最大限活用しうる仕組みの確立と、漁業権制度の運用の透明化	<p>a 農林水産省は、漁場の有効活用を図るために現在の漁業権設定状況が一目で分かる漁場マップを策定し、公開する。</p> <p>b・c (略)</p> <p>d aの漁場マップの策定についての調査に加え、5年ごとに漁業権の免許状況調査を実施する。また、新たに漁場として設定された事例、また廃止された事例とその理由、既存漁業者及び新規参入者の免許状況について調査・公表の上、漁場の活用状況に関するKPIを設定し、適切な政策を講ずる。</p> <p>e 新規に沖合の区画漁業権について免許を付与できるように、関係省庁及び都道府県が漁業者や関係機関と調整して、短期間で手続が終了するよう取り組む。</p>	<p>aについて 「海洋状況表示システム（海しる）」において漁業権に係る情報（漁場の位置、漁業（養殖業）種類、操業（養殖）時期、免許有効期間等）が掲載されており、令和元年11月に、水産庁ホームページからも海しるのサイトが利用できるようリンクを掲載した。</p> <p>dについて 平成30年度に沿岸漁場の利用状況調査を実施したところであり、次回、令和5年度の漁業権の一斉切替の際に、新たに漁場として設定された事例、廃止された事例とその理由、既存漁業者及び新規参入者の免許状況についての調査を実施し、その調査結果を踏まえて、漁場の活用に関するKPIを公表する。</p> <p>eについて 本年6月に「海面利用制度等に関するガイドライン」を制定した。今後、同ガイドラインに基づく制度運用を行っていく。</p>
	漁業者の所得向上に向けたコンプライアンスとガバナンスの強化	<p>a 漁協の全ての収入内容（漁場行使料、協力金等）と、全ての支出内訳、役職員数等、漁協の経営状況等につき実態を調査・公表の上、漁協の経営に関するKPIを設定し、適切な政策を講ずる。</p>	<p>aについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全国の沿海地区漁協の平成29年度の業務報告書をもとに、収入・支出内容や役職員数等について調査を実施（調査結果は資料1-2の参考2-1）。 2. 調査結果を踏まえ、KPIとして、次の3つを設定。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 漁協が役割・機能を十全に発揮できるよう小規模漁協を含めた広域での合併を推進し、令和7年度末までに150漁協の合併参加を実現。 (2) 漁業所得の向上に寄与するため、令和7年度末までに販売事業の生産性（販売担当職員1人当たりの取扱高）を15%向上。 (3) 海面利用に係る組合員以外からの金銭徴収について透明性を高めるため、令和7年度末までに「新たな会計ルール」に則した会計処理を徹底。

		<p>b aの調査の結果、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）上の問題が明らかになった漁協については、公正取引委員会と連携して是正を図るとともに、必要に応じ水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく措置を講ずる。</p> <p>c 漁協による組合員の資格審査の実態を調査・公表の上、資格審査の適切な実施を確保するため、都道府県に対して、客観的な資料による判定を含む明確なガイドラインを示した上で、必要に応じ水産業協同組合法に基づく措置を講ずる。</p>	<p>3. 「漁協等向けの総合的な監督指針」を、改正法の施行日（令和2年12月1日）までに改正し、KPIの達成に向けて行政庁が指導すべき事項を盛り込む（資料1-2の参考4）とともに、補助事業（漁協合併や販売事業の強化に向けたコンサルタント派遣等）も活用して、漁協系統の自主的な取組を推進する。</p> <p>b)について</p> <p>1. 「漁協等向けの総合的な監督指針」を、改正法の施行日（令和2年12月1日）までに改正し、漁業権行使料を徴収する組合員に対し、漁業権の行使と併せて組合の事業の利用を強制するなど、独禁法に定める「不公正な取引方法」に当たるおそれのある行為が行われていないか等の独禁法の留意点を明記し、指導・監督する。</p> <p>2. 今後、独禁法上の問題が明らかになった漁協に対しては、公正取引委員会と連携して対応する。</p> <p>c)について</p> <p>1. 漁協による組合員の資格審査の調査を実施（調査結果は資料1-2の参考3）。</p> <p>2. 資格審査が適切に行われるよう、「漁協等向けの総合的な監督指針」等を、改正法の施行日（令和2年12月1日）までに改正し、次の事項を明記する。</p> <p>① 改正漁業法に基づいて漁協が行う資源管理の状況等の報告に係る組合員の漁獲に関する資料の活用を図ること</p> <p>② 資格審査が適切に行われていない場合には水産業協同組合法に基づく報告徴求命令や必要措置命令を発出すること</p>
令和2年	資源管理	<p>a 資源回復に向けたロードマップには、管理目標の設定と漁獲シナリオの決定にとどまらず、以下を始めとする具体的な対策を盛り込む。</p> <p>①大臣管理と都道府県知事管理の漁獲可能量の配分方法</p> <p>②都道府県ごとの漁獲可能量の配分方法</p> <p>③漁獲割当（IQ）導入の時期</p> <p>④関係者（都道府県、漁業者）間での調整方法</p>	<p>a)について</p> <p>1. 本年10月に「資源管理基本方針」を策定するとともに、「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」において、その全体的な流れを明らかにしたところであり、漁獲割当（IQ）の導入時期（③）については、このロードマップにおいて示している。</p> <p>2. 水産資源ごとの配分方法等の具体的な内容については、資源管理基本方針の別紙として順次定めていくこととしており、現時点においては太平洋クロマグロ、ミナミマグロ、中西部太平洋メバチについて策定済。また、令和3年1月1日から新たな枠組みで</p>

	<p>b 今後のロードマップ策定の工程を明らかにすべく、魚種ごと（優先的に検討する資源、現行TAC魚種、現行非TAC魚種、国際資源など）に、また必要となるプロセスごとに（資源調査の実施、資源評価の実施、資源管理目標案等の公表など）、着手、完了等の時期を明確化する。</p>	<p>の管理を開始する、サンマ、マアジ、マイワシについても、令和2年中に策定すべくパブリックコメント手続を実施中である。</p> <p>3. この資源管理基本方針の中で、大臣管理区分と都道府県への漁獲可能量の配分基準（①）や「資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）」等において漁業者をはじめとする関係者で議論をする場を設ける（④）とする内容が定められている。</p> <p>4. 都道府県ごとの漁獲可能量の配分方法（②）については、国が定める資源管理基本方針に即して都道府県が定める資源管理方針において定めることとしており、管理の開始に合わせて、策定されることとなる。</p> <p>b)について <u>本年9月に「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を決定・公表したところであり、優先的に検討する資源、現行TAC魚種、現行非TAC魚種、国際資源など魚種ごとに、必要なプロセスの着手・完了の時期等を明確に示している。</u></p>
許可漁業	<p>a・b（略）</p> <p>c 新規の許可又は起業の認可に当たり、新規参入者と既存の漁業者とを公平な生産性基準で判断すべく、法第42条第5項に規定する、公示した隻数を超える隻数の申請があった場合には、「申請者の生産性を勘案して」許可又は起業の認可をする者を定める際の生産性について、審査基準の策定方針を明確化する。</p>	<p>許可等の申請が定数を超えた場合の審査方針については、許可等の申請時に提出された事業計画の内容に基づき、支出の抑制や収入の向上が見込まれるなど生産性の高い漁業を実現できると認められる者を優先することを基本とする旨を定め、<u>改正法の施行日(令和2年12月1日)までに発出する予定である。</u></p>

【その他の事項】

決定時期	項目	規制改革実施計画の内容	対応状況
平成30年	新たな資源管理システムの構築	<p>以下の方針に即した新たな資源管理システムを構築することとし、法改正を含めた措置を速やかに講ずる。</p> <p>a～k (略)</p> <p>l 新たな資源管理システムの下で、適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るためのセーフティネットとして、漁業収入安定対策の機能強化を図るとともに、法制化を図る。</p>	<p>新たな資源管理システムの導入をはじめ、水産政策の改革を後押しするため、予算措置で実施している漁業収入安定対策事業（積立ふらす）について、<u>漁業災害補償法に基づく漁業共済制度と併せて見直しを行いつつ、法制化に向けて検討を進めている。</u>しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響等が多くの漁業者の経営に及んでいる現状においては、その経営安定を図ることが急務であることから、制度の見直しに優先し、漁業経営のセーフティネットとして漁業収入安定対策による対応を行っている。</p>
	栽培漁業の在り方の見直し	<p>a (略)</p> <p>b 資源造成効果が高い手法や対象魚種については、今後とも事業を実施するが、その際、国は、広域魚種を対象として必要な技術開発や実証を行うなど、都道府県と適切に役割を分担する。また、広域回遊魚種等については、複数の都道府県が共同で種苗放流等を実施する取組を促進する。</p>	<p>国は、キンメダイ等の広域種の種苗生産等の技術開発を行い、得られた知見等については、<u>都道府県に情報共有を行っている。</u>また、<u>複数の都道府県による効率的かつ効果的な種苗放流を推進するため、トラフグについて、令和4年度までに遺伝子解析による放流効果検証手法の確立を予定している。</u></p>
令和元年	生産性の高い許可漁業の推進	<p>a (略)</p> <p>b 改正漁業法において、農林水産大臣は、「国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機その他の農林水産省令で定める電子機器を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる」こととしている。漁業調整のためには、漁獲報告の迅速化や報告内容の正確性の向上が特に必要であり、また漁業者の負荷軽減のためにも漁獲報告の電子化が望ましいことから、電子機器の備付けに</p>	<p>1. 特定水産資源の採捕をしたときは、原則、電子情報処理組織を使用する方法により漁獲報告を行うよう省令（※）で定めるところであり、同省令の施行（令和2年12月1日）後は電子報告システムの本格的運用を開始する。</p> <p>2. VMSについて、地域漁業管理機関等の国際的な枠組みにおいて決定された措置その他漁業調整のために特に必要となる漁業に対し、漁業法に基づきVMSの備付け及び常時作動を義務付けることとしており、令和2年度中に大臣許可漁業の全許可船舶への設置が完了する予定である。</p> <p>※漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第16条第3項</p>

		<p>明らかになじまないものを除き、原則全ての許可漁業について漁獲報告の電子化・VMS (Vessel Monitoring System: 衛星船位測定送信機) 等の備付けの義務化を行う。</p>	<p>及び第19条第3項において、特定水産資源の漁獲量等の報告は、機器の異常等やむを得ない事由がある場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法により行うこととして規定。</p>
令和2年	漁業権制度の運用	<p>a (略)</p> <p>b 「海面利用制度等に関するガイドライン(案)」に付随する「漁業法第91条の規定による指導又は勧告に関するチェックシート」の各項目の該非を判断するための根拠として記載すべき指標と証票類の例については、「海面利用制度等に関するガイドライン(案)」とは別に都道府県に通知する。</p>	<p>チェックシートの判断の根拠となる指標と証票類の例について原案を作成し、調整を進めているところ。改正法の施行日(令和2年12月1日)までに都道府県に対して通知を発出する予定である。</p>
	漁業者による漁獲報告や都道府県による行政手続が電子的に可能となる制度の構築	<p>a 法第26条(漁獲割当管理区分における漁獲量等に係る報告)、法第30条(漁獲割当管理区分以外の漁獲量等に係る報告)、法第52条(大臣許可漁業に係る資源管理の状況等の報告)、法第58条で準用する法第52条(知事許可漁業に係る資源管理の状況等の報告)、法第90条(漁業権者に係る資源管理の状況等の報告)に規定する漁獲報告については、様式を定める場合はフォーマットを共通化し、国や都道府県に対する漁業者からの報告データを国が一元的に集約し、管理することが可能となるシステムを構築する。また、法第57条の都道府県知事による漁業の許可などの手続について、データ様式を統一し、電子的に行うことができるシステムを農林水産省として構築する。システムの運用に当たっては、報告の方法などについて漁業者に対して十分な周知を図る。</p> <p>b 上記の報告について、漁協の代理報告を認める場合であっても報告の責任は漁業者にあることを明確にする。</p>	<p>a)について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 漁業者からの報告データを国が一元的に集約し、管理することが可能となるシステムについては、現在、水産庁において構築に向けた実証と、構築に向けて必要な予算要求を行っているところ。 2. 都道府県知事による漁業許可などの手続に関するシステムの構築については、現在、農林水産省が開発に着手しているところ。令和4年度において、都道府県による活用が可能となるシステムの提供開始を予定している。 <p>b)について</p> <p>漁獲報告について代理報告をする場合であっても漁業者に報告義務があることを明記した、資源管理に関する事務等の取扱いの通知を改正法の施行日(令和2年12月1日)までに発出する予定である。</p>

	<p>c 法第58条で準用する法第52条に基づく報告について、国が統一的に把握できるよう一定の事項について国が都道府県から報告を受けるよう手当とする。</p> <p>d 上記の報告事項について、漁業者に記録を残すよう求める。</p>	<p>cについて <u>令和2年10月に告示した「資源管理基本方針」において、都道府県知事は漁業者からの報告により収集した情報を農林水産大臣に提供する旨を規定したところである。</u></p> <p>dについて 漁業者に対して報告事項に関する記録を残すよう、次のように対応している。 ・ <u>法第90条報告（漁業権に関する報告）については、令和2年6月に発出した「海面利用制度等に関するガイドライン」においてその旨を記載した。</u> ・ <u>その他の報告（法第26条・30条・52条・58条で準用する52条報告）については、改正法の施行日（令和2年12月1日）までに発出する予定としている資源管理に関する事務等の取扱いの通知においてその旨を記載する。</u></p>
--	--	--